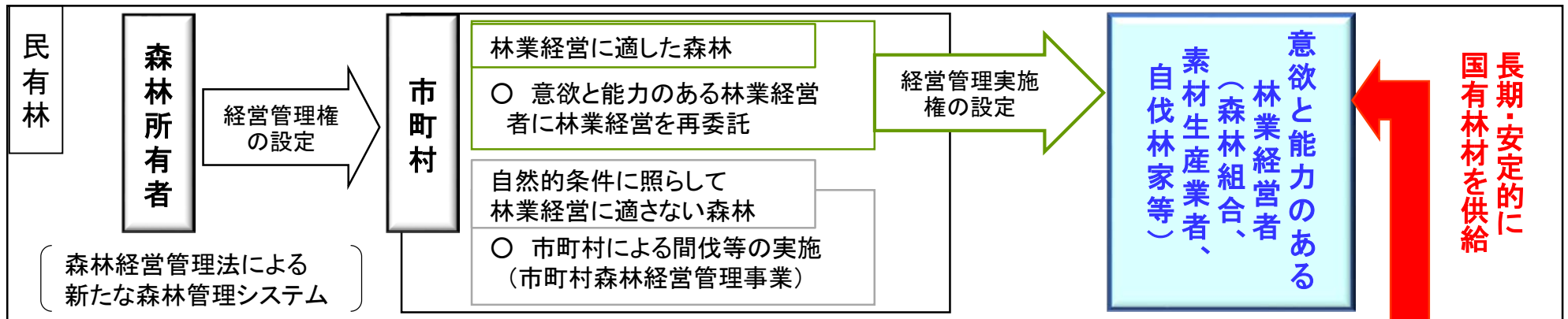


国有林改正法案の概要について

林野庁

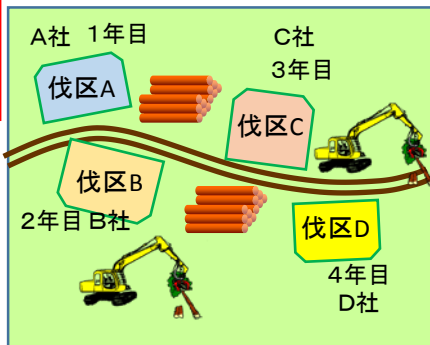
新たな森林管理システムの円滑な実施を支援していくための国有林の取組

- 森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な私有林を意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとしたところ。
- このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、私有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。
- 今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する必要。
- 併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。



国有林

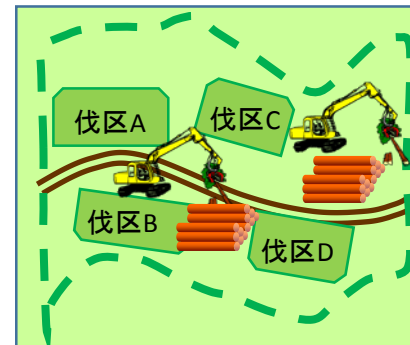
① 現行の仕組み（引き続き実施）



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により民間事業者を決定

※立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積（2015年）は約20ha（年間6千m³程度の素材生産量に相当）

② 追加する仕組み（今後の供給量の増加分の一部で実施）



・立木を一定期間、安定的に伐採できる区域（地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定）を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

+

①を基本とした上で、②を追加

「新たな森林管理システムを円滑に進めるための方向性イメージ」への対応方針

方向性イメージ	対応方針
<p>1. 立木の伐採に係る権利</p> <p>従来の入札による立木の売買制度に加え、国有林野の資源状況等を踏まえ一定の区域を設定し、一定の期間内(10年間を基本とし、上限は50年間)、事業者が立木の伐採を行うことができる物権的権利の創設を検討。</p>	<p>1 樹木採取区の指定 【法律に規定】</p> <p>農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること(森林の条件) ・ 指定しようとする区域の所在する地域において、国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより、<u>地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること</u>(経済的社会的条件) <p>等の基準に該当するものを、樹木採取区として指定することができる。</p> <p>2 樹木採取権 【法律に規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産大臣は、<u>意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産事業者、自伐林家等)に、一定期間、安定的に、樹木採取区に生育している樹木を採取する権利(樹木採取権)を設定することができる。</u> ・ 樹木採取権は物権とみなす。 ・ 樹木採取権の存続期間は50年以内とする※。 <p>※ 50年は一般的な人工林の造林から伐採までの一周期。</p> <p>【運用】</p> <p>樹木採取権の存続期間については、10年を基本として設定。</p> <p>地域の産業の振興への寄与の観点から、<u>地域の意欲と能力のある林業経営者が対応可能な数百ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定。</u>なお、立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積(2015年)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)。</p>

方向性イメージ

対応方針

2. 権利の対価

その際、長期・安定的に立木を独占して伐採できるといった権利の特色を踏まえその対価(長期・安定的に立木を独占して伐採することで期待される利益増加分の一部)を徴収することを検討。

1 権利設定料の徴収 【法律に規定】

- ・ 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、その設定を受けた者(樹木採取権者)から、樹木採取権の設定の対価として権利設定料を徴収する。

【運用】

権利設定料の額については、樹木採取区ごとに、国が一定の事業量の確保に伴うコスト低減相当額を踏まえて一律に算定。また、権利設定料の納付については分割払いを可能とする。

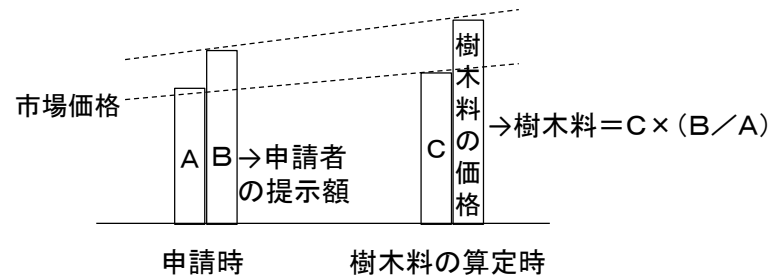
2 樹木料の徴収 【法律に規定】

- ・ 樹木採取権者は、樹木を採取する前に、樹木料を国に納付しなければならない。

【運用】

樹木料は、樹木の対価として、国が毎年度、樹木採取権者が採取を予定する林分について、申請者が申請時に提示する額と申請時の市場価格との比率※に採取時の市場価格を乗じた額を踏まえ算定。

○樹木料の算定方法のイメージ



※申請者が申請時に提示する額と申請時の市場価格との比率: B/A

方向性イメージ

3. 権利設定を受ける者

対象の事業者は、森林経営管理法に定める意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）及び同等の者（以下「意欲と能力のある林業経営者等」という。）とする仕組みを検討。

4. 川中・川下との連携

さらに、民有林からの供給を圧迫しないよう、木材の需要拡大を行う川中・川下事業者と連携する意欲と能力のある林業経営者等に限り本権利を設定する仕組みを検討。

対応方針

1 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件 【法律に規定】

樹木採取権の設定を受ける者は、

- ① 森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること
- ② 民有林からの供給を圧迫しないため、木材の新規需要開拓を行うなど、木材利用事業者等（川中事業者）及び木材製品利用事業者等（川下事業者）との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること
等の基準に適合していなければならない。

【運用】

①については、森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営者として都道府県が公表している者及びこれと同等の者とする。

※投資のみを目的とする者は対象とならない

2 樹木採取権の設定を受ける者の公募 【法律に規定】

農林水産大臣は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募する。

【運用】

単独による申請の他、複数の事業者が水平連携して協同組合等の法人として申請することも可能とする。

3 樹木採取権の設定を受ける者の選定 【法律に規定】

農林水産大臣は、1の必須条件に適合している者の中から、

- ① 樹木料の算定の基礎となる申請額
 - ② 事業の実施体制
 - ③ 地域における産業の振興に対する寄与の程度
- 等を勘案して、関係都道府県知事に協議の上、樹木採取権者を選定する。

方向性イメージ

対応方針

5. 公益的機能の確保

事業の実施に当たっては、具体的な施業の計画を作成し、国が認めることで権利を
実行できる仕組みを検討。その際、国有林
野の公益的機能の確保が図られるよう措
置（例えば、伐採上限面積や伐採総量の上
限設定など現行の国有林のルールを遵守）
することを検討。

1 樹木採取権実施契約の締結 【法律に規定】

- ・ 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、具体的な施業の計画（樹木を採取する箇所、面積、採取方法等）、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む契約（樹木採取権実施契約）を締結しなければならない。
- ・ 樹木採取権実施契約の内容は、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採ルールに則り、農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合するものでなければならない。

これにより、現行の国有林の伐採ルール（一箇所当たりの伐採面積の上限（概ね5ha）や尾根や溪流沿いへの保残帯（概ね50m以上）の設置、単年及び5年間の伐採面積の上限等）の遵守を担保。

- ・ 樹木採取権実施契約は、5年ごとに締結しなければならない。

2 樹木採取権者への指示、樹木採取権の取消し 【法律に規定】

- ・ 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示をすることができることとし、正当な理由なく当該指示に従わないときは、権利を取り消すことができる。
- ・ 農林水産大臣は、樹木採取権者が伐採のルールに適合しない伐採を行うなど、樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったときは、樹木採取権を取り消すことができる。

【運用】

報告は必要に応じて求めるほか、毎年、伐採面積等の実績を報告させ、樹木採取権実施契約の実施状況を確認することとする。

方向性イメージ	対応方針
<p>6. 再生林の取扱い</p> <p>主伐後の再生林を確実にかつ効率的に実施するため、権利を有する林業経営者に伐採と再生林を一貫して行わせることを検討。造林木は国の所有物となるため、国が経費を支出。</p>	<p>再生林の申し入れ 【法律に規定】</p> <p>農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地における植栽の効率的な実施を図るため、樹木採取権者に対し、植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。</p> <p>【運用】</p> <p>伐採と併せて再生林を樹木採取権者が受託して行うことを内容に含む樹木採取権実施契約を締結する旨を公募時に提示し、樹木採取権者に伐採と再生林を一貫して行わせることとする。再生林は国が経費を支出するため、造林木は国の所有物となり、国が管理。</p>
<p>7. 資金供給の円滑化</p> <p>これに加えて、意欲と能力を有する林業経営者等の育成を図るため、川上・川中の中小事業者に加えて、これらと連携して新たな木材需要の開拓に資する取組を行う中小川下事業者に対する資金供給の円滑化を検討。</p>	<p>木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正 【法律に規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法の対象者に、川上事業者として意欲と能力のある林業経営者など森林施業の集約化を行おうとする者を加えるとともに、川下事業者(中小住宅生産者等)を新たに位置付ける。 川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画(事業計画)を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金(信用基金)による金融上の措置(債務保証及び低利の資金の融通)を講ずる。